

専門医・認定医共通 更新及び受験申請の為の配点表 (一般社団法人日本東洋医学会)

平成 26 年 12 月 7 日改訂

更新に必要な点数

専門医：100 点（70 点以上は〔1〕本学会が主催する事業とし、学術総会及び医療倫理・医療安全講習会出席^{※1}を必ず含む）

認定医：60 点（40 点以上は〔1〕本学会が主催する事業とし、学術総会及び医療倫理・医療安全講習会出席^{※1}を必ず含む）

受験に必要な単位数（受験する年度の前 5 年度以内のもの）

専門医・認定医共通：7 単位（学術総会及び医療倫理・医療安全講習会出席^{※2}を必ず含む）

| 配点対象事業 | 更新点数 | 受験単位数 |
|--|-----------|-----------|
| 〔1〕本学会が主催する事業 | | |
| (1) 学術総会 | | |
| 1. 学術総会出席 | 20 点 | 1 単位 |
| 2. 医療倫理・医療安全講習会出席 | 5 点 | 1 単位 |
| 学術総会出席に加え取得可とする | | (上限 1 単位) |
| (2) 支部学術総会出席 | 20 点 | 1 単位 |
| (3) (1), (2)以外のその他の学術教育事業出席 | | |
| 3 時間以上 | 10 点 | 1 単位 |
| 3 時間未満 | 5 点 | 1 単位 |
| (4) 自己研鑽 | | |
| 1. セルフトレーニング問題（自己研鑽試験） | 10 点 | |
| 年 1 回：専門医上限 50 点、認定医上限 30 点 | | |
| 2. 学術講演会 DVD 問題 | 5 点 | 1 単位 |
| 当該講演会参加配点取得に加え取得可とする | (上限 30 点) | (上限 1 単位) |
| 〔2〕本学会発表 | | |
| (1) 上記〔1〕(1)～(3)における発表 | | |
| 演者のみ | 10 点 | 1 単位 |
| 〔3〕本学会誌論文掲載（英文誌の場合は、専門医制度委員会に自己申告が必要） | | |
| (1) 筆頭者 | 15 点 | 2 単位 |
| (2) 共同執筆者 | 3 点 | 1 単位 |
| 更新点数の場合は、筆頭者を除く 5 名以内に付与する | | |
| 〔4〕他学会等への出席 | | |
| (1) 日本医学会総会 | 15 点 | |
| (2) 和漢医薬学会学術大会 | 15 点 | |
| (3) 国際東洋医学会学術大会 | 15 点 | |
| (4) 本学会学術総会参加をその学会の専門医更新要件に組み込んでいる他学会の学術総会 | 5 点 | |
| 〔5〕その他の講演会、研究会への出席 | | |
| 専門医制度委員会が認めたもの | | |
| 3 時間以上 | 10 点 | |
| 3 時間未満 | 5 点 | |
| 〔6〕他誌論文掲載 | | |
| 対象論文：査読制度のある学術雑誌（日本医学会加盟学会雑誌等）に掲載された漢方に関する論文 | | |
| 専門医制度委員会で論文の審査を行う | 適宜検討 | 1 単位 |
| 更新点数の場合、1 論文につき筆頭者は 10 点、共同執筆者は 3 点を上限とする | | |

※1 平成 31 年 3 月 31 日までに更新を行う者には医療倫理・医療安全講習会出席の要件は適用されない。

※2 平成 28 年度までに受験申請を行う者には医療倫理・医療安全講習会出席の要件は適用されない。

「専門医・認定医共通更新及び受験申請の為の配点表に対する更新に必要な点数の医療倫理・医療安全講習会出席点の例外規定の適用拡大に関する細則」制定のお知らせ

一般社団法人日本東洋医学会
専門医制度委員会

「専門医・認定医共通更新及び受験申請の為の配点表」に定める医療倫理・医療安全講習会出席点の例外規定の適用を拡大いたしました。

以下のいずれかに該当する方は、例外規定の適用対象になります。

- 1) 専門医又は認定医の資格認定期限が平成 31 年 3 月 31 日までの者で、平成 31 年度の資格更新を保留し、認定期限を平成 32 年 3 月 31 日に変更した者
- 2) 専門医又は認定医の資格認定期限が平成 31 年 3 月 31 日までの者で、認定期間の延長申請を行い、次回更新時期を平成 32 年 3 月 31 日以降に変更した者

詳細は、[医療関係者の方へ>専門医になるには>トピックス、規程](#) に掲載の「専門医・認定医共通更新及び受験申請の為の配点表に対する更新に必要な点数の医療倫理・医療安全講習会出席点の例外規定の適用拡大に関する細則」をご確認ください。

<http://www.jsom.or.jp/medical/specialist/topics.html>